

## 覚書（受水槽以下設備）

高槻市企業管理者（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）との間に乙が行う「受水槽以下設備」の維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

### 記

第1条 乙は、高槻市で行う受水槽以下設備の適正な管理を覚書で定めるほか、根拠法令等に基づき、行わなければならない。

第2条 甲が乙に供給する計画一日使用水量は給水装置工事申込書に基づき                      m<sup>3</sup> と定め、乙が建築物の増改築等により計画一日使用水量に変動がある場合は、改めて協議を行い、再度覚書を締結しなければならない。

第3条 乙は、水質の安全を図るため水道法の「簡易専用水道」及び、ビル管理法の「特定建築物」に係るものについては、それぞれ当該法令の定めにより管理しなければならない。  
2 前項以外の「小規模貯水槽水道」については、「簡易専用水道」に準じて管理をするものとする。

第4条 乙は、受水槽上流側の給水装置に関する給水装置工事を行う場合は、指定給水装置工事業業者に施行させなければならない。

第5条 甲は、必要があれば乙の受水槽以下設備の立入り検査をすることができる。

第6条 乙の設置する受水槽及び高置水槽の有効容量は、以下のとおりとする。

有効受水槽容量                      m<sup>3</sup>  
有効高置水槽容量                      m<sup>3</sup>

第7条 乙は、供給する水が使用者の健康を害するおそれがあると知った場合は、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが飲用に適さないことを使用者に周知させるとともに関係機関に連絡する等の措置を講じなければならない。

第8条 乙は、水の利用者に対し、給水方法等を説明しておくとともに、漏水事故等の処理体制を明確にし、水道料金の徴収方法についても説明しなければならない。

第9条 乙は、給水開始時までには管理責任者を定めるとともに、給水装置部分を含む受水槽以下設備の所有者及び管理責任者に変更があったときは、この覚書を継承するとともに変更届を提出しなければならない。

この覚書の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和      年      月      日      甲

住所 大阪府高槻市桃園町4番15号  
高槻市企業

氏名 管理者 (印)

乙

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。